

法人格のない団体名義の口座を開設されるお客さまへ

現在、金融機関はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢強化のため、法人および法人格のない団体名義の口座開設における手続きの厳格化が求められています。

このような状況を踏まえ、当金庫では、法人格のない団体について、下記の要件を満たし、書類をご提出いただける場合のみ、口座開設を行っております。

要件等を満たさない団体や必要書類をご提出いただけない場合には、受付いたしかねますので、ご了承ください。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 団体としての要件

- (1) 一定の目的のもとに構成員が集まり、継続的な団体として組織されていること
- (2) 団体の意思決定が構成員の合議によって行われ、多数決の原則が機能していること
- (3) 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- (4) その組織において代表の選出方法、総会の運営、財産の管理(団体としての財産が存在し、構成員個人の財産とは区別されている)等団体としての主要な点が確定していること

2. ご提出いただく書類等

口座開設には以下のすべての書類が必要です。ご提出いただけない場合は、口座開設をお断りすることがございますので、ご了承ください。

ご提出いただいた書類は、当金庫にてコピーを取らせていただきます。

- (1) 団体の規約(代表者様の氏名等の記載があるもの)
- (2) 団体の活動実績がわかる資料(総会資料等)
- (3) 団体の総会議事録
- (4) 団体の収支報告書(会計報告書)
- (5) 口座開設の権限を有する方(代表者様など)の本人確認書類(顔写真付き運転免許証等)
- (6) ご来店者様の本人確認書類(顔写真付き運転免許証等)

3. ご留意事項

- ・ 令和8年2月より口座開設は、事前予約対象取引となっております。電話か窓口での「来店予約」をお願いいたします。
- ・ お申し込みから口座開設まで1～2週間程度お時間をいただくことがあります。
- ・ 別途、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。
- ・ 審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 1団体につき、1口座のみのご利用をお願いいたします。会計を分ける口座の開設は原則できません。

以上